

石見地方の「森神」をめぐる

——明治初年「神社書上帳」を手がかりに——

山崎 亮

はじめに

一般に森神とは、神社や小祠などの社殿に祀られるのではなく、山野に所在する樹木や叢林に祀られた神々の総称である⁽¹⁾。この森神という用語の使用が、和歌森太郎編『西石見の民俗』（吉川弘文館、一九六二年）所収の、直江広治の論文「森神信仰」をもって嚆矢とするところからも分かるとおり、それは石見地方に広く分布する祭祀形態であった。実際に神木に祀られる神格は、地主神・荒神・水神・山神・大歳神・大元神等々、きわめて多岐にわたっている。しかしながら現在ではこのような森神に対する信仰はかなり衰微しつつあり、また少なくとも石見地方に関するかぎり、祖霊信仰の一環として森神を位置付ける直江の論考以降、新たな研究視角も現われていないのが現状である⁽²⁾。

石見地方の森神については、明治三年から翌年にかけて、浜田在住の国学者藤井宗雄（一八二三—一九〇六）を中心に行われた神社調査の記録が残されている⁽³⁾。小論では、これら「神社書上帳」の記録を手がかりに、石見地方のなかでも旧津和野藩領を除く⁽⁴⁾旧銀山領と旧浜田藩領の森神の全体像に迫り、さらにその具体相を示す⁽⁵⁾、三の事例を検討するとともに、「森神」というカテゴリーそのものを再考してみた

い。

一、森神とは何か

まずは、冒頭に触れた直江広治の論考に従って、西石見の森神の特徴を一瞥するところから始めよう。

直江は、石見在住の民俗学者、沖本常吉の報告⁽⁶⁾を出発点としてつ、「荒神森」（鹿足郡）や「森神」・「藪神」・「木根神」（美濃郡、那賀郡）などと呼ばれる祭祀形態を調査対象として取り上げる。西石見ではこれらの呼称のもと、旧家の屋敷地の裏や田畑に近い山際の神木に、多様な神格が祀られている。これらの神をめぐるは奉幣以外に特別な行事はないが、一般に崇る神として認識され、とりわけ神木を伐ることが忌まれる。直江は次のように述べる。「本稿で取り上げた荒神森・藪神・森神は、その祭祀方式・信仰内容を相互に比較検討してみると、同一類型に属する信仰であることは明瞭である。本稿ではこれらを一括して森神信仰と呼んだ」⁽⁷⁾。こうして直江は、西石見に見られる個別の祭祀形態の呼称としての森神を、一般的な用語として定式化したのである。「森神信仰の1つの大きな特色は、神聖視されている1区

画の森山において、特に1本のモリ木を選んでその根元に幣串を挿して神を祀る、という点にある。…：聖なる樹木を招ぎ代として、天降る神を迎え祀るといふ神祭の古俗が、森神信仰の中によく保存されていると言ふことができよう」(7)。さらに直江は、森神の多様な祭神のなかから、その最も「素朴な神格」として荒神と地主神とを取り出し、これを祖霊信仰に結び付ける。彼は、「西石見で、森神が墓地に近接して設けられている事例が多い事実」(8)から、「西石見の森神の原初形態が、祖霊の斎場としてのモリの信仰に結びついてくる」(9)との推測を引き出し、この当時の民俗学界で注目を集めていた若狭の「ニソの杜」や薩南の「モイドン」など、祖霊信仰の典型的事例との接点を模索するのである。

しかしながらその一方で直江は、「森神信仰が急速に消滅の傾向を辿っていることが認められる」(10)とも述べている。たとえば彼が森神の状況を最も詳細に記述しているのは、那賀郡弥栄村小坂(現浜田市。旧津和野藩領)の事例であるが、その氏神稲穂神社に残る明治七(一八七四)年の「神社会併取計而奉伺上口上覚」によれば森神が祀られていたのは四二戸だったものが、直江の調査時(一九六〇年)には一二戸に激減していたという。また、ここでは森神の新たな創設はなく、個別の神名も忘れ去られて、「森神さん」等と通称されるのみである。このような森神信仰の衰微のせいか、そもそも直江による聞き取り調査からの情報は断片的なものに止まり、村落全体の森神の状況を把握するに際して彼がもつぱら依拠するのは、明治三年から四年にかけての「神社取調書上控」であった(11)。そしてこの「神社取調」こそは、冒頭に触れた藤井宗雄らによる神社調査にほかならない。

とするならば、一九六〇年当時西石見においてすでにかなり衰微して

いた森神信仰は、民俗学界の有力な主題の一つであった祖霊信仰論の視点から、直江によって「発見」されたのであり(12)、その際の彼の立論を支えていたのは、実は明治初年の文書、とりわけ「神社書上帳」だったと考えてさしつかえないだろう。

それでは、石見地方の東部ではどうだろうか。二〇〇一年八月に私が調査した江津市波積地区(旧銀山領の邇摩郡波積本郷、波積北、波積南の三村)では、いまだ森神の感覚が残されていた。たとえば波積南岩瀧寺谷柿木原在住のN氏によれば、それぞれの神名は分からないものの、自宅近くの岩瀧寺谷の各小字の「モリガミ」——あるいは「ヤブガミ」とも呼ばれる——の所在はすべて把握しており、それは六〇歳を越えた年配者ならば皆同様だという。ちなみに明治初年の「神社書上帳」と氏の記憶とをつきあわせてみると次のようになる。

「神社書上帳」の記載	N氏の記憶に基づく現状
波積本郷字下小原 地主神	神木Ⅱツバキ
波積南字小原 式地神	神木Ⅱ不詳
同 字谷川 地主神	神木Ⅱサカキ
同 字柿木原 地主神	神木Ⅱタブノキ
同 字深山 式地神	神木Ⅱ不詳
同 字横谷 地主神	神木Ⅱツバキ
同 字横谷奥 地主神	神木Ⅱタブノキ「トーゴローのモリガミ」

N家で祀っているのは、このうちの谷川のサカキと柿木原のタブノキ——現在は神木の脇に簡素な石祠が置かれている——との二箇所であり、いずれも屋敷地と裏山との境に位置する。たいていの場合、旧家で

は「モリガミ」を一箇所祀っているという。N氏によれば、「書上帳」に地主神とあるものは、特定の常緑樹を依代としているのに対して、式地神と記されてあるものについては依代がはっきりせず、ただその近辺の木は伐ってはならないとされる。いずれにせよ「モリガミ」は一種の畏れを以て接さなくてはならない。それは障るとけがを負わせたり足腰を立てなくさせるような祟りをなす神であって、できるだけそつとしておいた方がよいのである。近くを通る際には拍手を打って拝むが、ことさらに祭を行うわけでもない。しかし神木が折れてしまったりすると、同じ地点に新たな神木を選定し直して祀る。たとえばN家の谷川の「モリガミ」はもとは大きなタブノキであったが、土砂崩れの際に折れてしまったので神職に幣を剪ってもらって供え、現在のサカキに祀り替えたと、という。

さらにN氏によれば、横谷奥のタブノキを依代とした地主神は、人名を冠して「トーゴローのモリガミ」と呼ばれていて、これはおそらく「モリガミ」が、祖先を祀った「地祖神」であることを示すものではないかとされる。実際、氏自身、自宅で管理する二柱の「モリガミ」が、屋敷を開いた祖先を祀ったものと意識している。「モリガミ」が通常、人家を離れた山中ではなく、屋敷のまわりや田畑のほとりに祀られていることも、このことを裏書きしているのではないかと、いうのである(13)。

一つの事例だけではにわかには断定できないが、N氏の証言は、東石見でも、直江が記述する西石見と同様の森神信仰が存在していたことを示しているように思われる。けれども個別の神名が忘れ去られ、特別の行事がないことから分かるように、森神に対する信仰は、やはり衰微しているといわざるをえない。同じ東石見でも、たとえば邑智郡大和村

(現美郷町。旧銀山領の都賀本郷、都賀西、上野、都賀行、長藤、潮宮内、村之郷、比敷の各村を含む)で、一九九六年に私が調査した際には、森神の記憶はまったくといっていいほど残っていない(14)。

森神に関してこのように断片的な情報しか残されていない現状からすれば、旧銀山領と旧浜田藩領全域にわたって、明治初年における森神の状況を総覧できる「神社書上帳」の存在は、貴重といわねばならない。石見地方において、森神信仰はなかば過去のものであり、ある種の歴史的な視点からしかその全貌を窺うことは不可能なのである。

二、「神社書上帳」の記載による森神の概観

ここで取り上げる「神社書上帳」は、明治三年閏十月二十八日付「小神社ノ規則ヲ制定スヘキニ由リ査点条件ヲ定ム」という太政官布告により全国的に行われた神社調査の、旧銀山領と旧浜田藩領における報告である(15)。それは、各村の神職や庄屋による書上を基本に、藤井宗雄を中心とする四名の調査員の踏査結果もふまえて編纂されている(16)。この調査はそもそも明治四年以降漸次進行する神社制度整備のためのものであり、旧銀山領と旧浜田藩領のように、各村落毎に神社のみならず、小社、森神の項目が立てられ、それぞれの所在地までが書き出されている例はきわめて珍しい(17)。もつとも「神社書上帳」は、各村落で祀られるすべての森神を尽くすものではなく(18)、また各地の神職による書き出し作業に精粗の差があることも予想される(19)。けれども、石見地方の約三分の二にあたる地域で集中的に行われたこの調査結果によって、森神の全貌を概略、浮き彫りにすることは十分可能であると考える。

「神社書上帳」に記載された小社——小論では森神の状況と対比させ

表1 銀山領・浜田藩領別小社・森神上位10位

小社	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10
銀山領	大歳社	地主社	恵比須社	稲荷社	荒神社	大元社	金屋子社	天満宮	厳島社	金刀比羅社
815 / 146 村	93/11.4	90/11.0	79/ 9.7	75/ 9.2	53/ 6.5	26/ 3.2	23/ 2.8	20/ 2.5	20/ 2.5	19/ 2.3
浜田藩領	稲荷社	地主社	恵比須社	大元社	大歳社	大元社	霊社	河内社	厳島社	金屋子社
1004 / 174 村	143/14.2	99/ 9.9	84/ 8.4	79/ 7.9	33/ 3.3	32/ 3.2	31/ 3.1	31/ 3.1	22/ 2.2	21/ 2.1
森神										
銀山領	地主神	荒神	水神	大歳神	山神	大元神	森神	稲荷神	幸神	金屋子神
1941 / 146 村	657/33.8	209/10.8	145/ 7.5	122/ 6.3	95/ 4.9	86/ 4.4	58/ 3.0	41/ 2.1	34/ 1.8	34/ 1.8
浜田藩領	地主神	森神	水神	大元神	稲荷神	荒神	塚神	霊神	河内神	
3093 / 174 村	1219/39.4	274/ 8.9	155/ 5.0	130/ 4.2	93/ 3.0	83/ 2.7	72/ 2.3	60/ 1.9	48/ 1.6	44/ 1.4

表2 銀山領・浜田藩領別小社一覽
銀山領

	安濃郡 30 村	遼摩郡 47 村	邑智郡 55 村	那賀郡 14 村	小計 146 村
大歳社	22	26	41	4	93
地主社	12	23	51	4	90
恵比須社	20	29	19	11	79
稲荷社	8	44	16	7	75
荒神社	15	22	14	2	53
大元社	6	12	4	4	26
金屋子社	3		16	4	23
厳島社	6	6	4	4	20
天満宮	3	6	7	4	20
金刀比羅社	2	10	5	2	19
幸神社	2	3	12		17
菅宮社	5	4	5	1	15
伊勢宮	6	1	6		13
霊社			1	12	13
大仙社	9	3			12
山神	2	1	7	1	11
熊野社	3	4	3		10
愛宕社	2	3	2	1	8
水神社		3	4	1	8
八幡宮		2	5		7
杵築社		1	6		7
御崎社	3		2	1	6
権現社	3		2	1	6
妙見社	2	2	2		6
春日社	2	1	2		5
住吉社	2		2	1	5
王子社		3	2		5
事代主神	2	2			4
道祖神	2	1		1	4
山王社	2		2		4
大元主神	1	3			4
饒神	1		3		4
薬師神			4		4
毘沙門神	2		1		3
日御碕神	1	2			3
八重山社	1		2		3
祇園社	1		1	1	3
弁才天		2		1	3
若一王子社		1	2		3
今宮神		3			3
猿田彦神		3			3
貴船社		3			3
靈神	1		1		2
天王神	1		1		2
廣田社	1		1		2
石上社	1		1		2
栗島社	1		1		2
諏訪神	1			1	2
稲生神		1	1		2
客神		1		1	2
大山祇神		1		1	2
秋葉社		1		1	2
大杉神			1	1	2
立田神	2				2
飯生神		2			2
三宝荒神		2			2
船玉神				2	2
その他	20	28	25	9	82
小計	179	265	287	84	815

浜田藩領

	邑智郡 47 村	那賀郡 76 村	美濃郡 51 村	小計 174 村
稲荷社	13	95	35	143
地主社	53	41	5	99
恵比須社	24	41	19	84
大元社	23	36	20	79
大歳社	16	15	2	33
霊社	5	25	2	32
金刀比羅社	8	16	2	31
河内神		9	22	31
厳島社	5	14	3	22
金屋子社	15	6		21
荒神社	8	10	2	20
天満宮	3	12	5	20
愛宕社	2	3	11	16
八幡宮	6	7	1	14
大明神		11	1	12
水神	2	7	2	11
杵築社	1	3	6	10
権現社	6	3		9
宇賀社	5		4	9
大山祇社	6	2		8
幸神	8			8
菅宮社	3	4		7
春日社		5	2	7
妙見社	3	2	1	6
大元主神	1	4	1	6
鎮守社		6		6
牛王分社		6		6
祇園社	4	1		5
山王社	3	1		4
道祖神	2	1	1	4
栗島社	1	1	2	4
貴船社		3	1	4
猿田彦社		2	2	4
塚神		4		4
事代主命			4	4
大元河内神			4	4
山神	1	2		3
客神社		2	1	3
八坂社		1	2	3
森神	3			3
三徳神	3			3
住吉社			3	3
瑜伽社			3	3
大元神 稲荷社			3	3
神明社			3	3
天王神	1	1		2
牛王神	1	1		2
神宮社	1	1		2
大社神	1		1	2
軻遇突神	1		1	2
秋葉神			1	2
伊豫三島神			1	2
靈神	2			2
今宮神	2			2
石神	2			2
大黒社			2	2
毘沙門神			2	2
照日社			2	2
松尾社			2	2
海神				2
警長姫命				2
養父神				2
河内神 稲生神				2
その他	43	72	39	154
小計	287	492	225	1004

表3 銀山領・浜田藩領別森神一覽

銀山領	安濃郡 30村	邇摩郡 47村	邑智郡 55村	那賀郡 14村	小計 146村
地主神	158	264	181	54	657
荒神	129	39	37	4	209
水神	81	42	15	7	145
大歳神	29	45	40	8	122
山神	53	10	31	1	95
大元神	15	25	34	12	86
森神	46	6	3	3	58
稲荷神	2	30	8	1	41
幸神	6	15	13		34
金屋子神	4	4	26		34
黨神	15	5	1	2	23
御崎神	5	1	14		20
道祖神	2	12	1		15
墓神	4	5	5		14
大山祇神	1	10	2		13
天満宮	1	7	4		12
大國主神	6	5			11
猿田彦神	5	9			11
貴船神	2	9			11
惠比須神	2	8	1		11
保食神	2	6	1	1	10
若生神	2	6	2	1	9
御井神	6	1			7
鷹神	2	1	4		7
八幡神	1	5	1		7
蘇島神	1	6	1		7
彦神		3	1	3	7
保食神	4		1		6
殿神	2	2	2		6
山王神	1	5			6
松尾神	1	5			6
妙見神	1	2	4		6
班園神		6			6
雲岩神	1	1	3		5
黨神	5				5
熊野神		5			5
倉稲魂神	2	2			4
日御媛神	1	1	2		4
鷹神	4				4
式地神		4			4
伊勢宮			4		4
八雲神	1	2			3
鷹神	1	2			3
金山彦神	1	2			3
少彦名神	3				3
水分神		3			3
天神		3			3
岡安女神		3			3
諏訪神				3	3
寶茂神	1	1			2
瀧神	1		1		2
塚神	1		1		2
高神		1		1	2
今宮神		1	1		2
馬神		1	1		2
大神	2				2
十祖神	2				2
大國神	2				2
御前神	2				2
御年神	2				2
殖山祇神	2				2
鞆主神		2			2
三宅荒神		2			2
泣澤女神		2			2
事代主神		2			2
金刀比羅神		2			2
辰神			2		2
權現社			2		2
春日神			2		2
その他	44	49	30	7	130
小計	663	688	482	108	1941

浜田藩領

	邑智郡 47村	那賀郡 76村	美濃郡 51村	小計 174村
地主神	274	929	16	1219
森神	14	88	172	274
水神	26	101	28	155
大元神	61	63	6	130
稻荷神	3	50	40	93
荒神	15	29	39	83
塚神	2	70		72
黨神	6	54		60
大歳神	39	5	4	48
河内神	3	30	11	44
幸神	13	7	23	43
山神	18	6	16	40
金屋子神	23	14		37
地主神水神山神		35		35
水神山神		35		35
一所地主神		26		26
三所地主神		24		24
季黨神		23		23
惠美須神	4	14		18
保食神		16		16
保食神		15		15
四所地主神		15		15
數通神		15		15
宇宮神	1		12	13
若宮神	3	4	5	12
津戸神		12		12
大明神	1	9		11
塚神	1	11	1	11
大山祇神	9	1		10
八幡神	6	3	1	10
願誓神		10		10
蘇島神		10		10
牛神	3	6		9
黃崎神	9			9
天土神		9		9
鷹神	7	1		8
權現神	4	3	1	8
境神	3	4	1	8
木神			8	8
心吉神		7		7
手力権神		7		7
地祖神		7		7
脇立神		7		7
天満宮	4	2		6
御崎神	3	3		6
猫神	1	5		6
姥御前神	1	4	1	6
妙見神	4	1		5
道祖神	3	1	1	5
鎮守神	2	3		5
貴船神		3	2	5
地主神水神		5		5
日御媛神		5		5
六所地主神		5		5
殖安神			5	5
今宮神	2	2		4
雲岩神	2		2	4
客神	1	3		4
八坂神		3	1	4
大叢神	4			4
明現神	4			4
五所地主神		4		4
蘇島神		1	2	3
猿田彦神		1	2	3
神	3			3
三把口神		3		3
若一王子神	1	1		2
馬神	1	1		2
少彦名神	1	1		2
叢山神	2			2
孫氣神	2			2
木綿安神	2			2
妻神	2			2
八幡神	2			2
御前神	2			2
八面宮	2			2
伊勢宮	2			2
大元神千神		2		2
事代主神		2		2
名理神		2		2
新宮神		2		2
八所地主神		2		2
脇宮		2		2
大神		2		2
大牛頭神		2		2
地主十神		2		2
素戔鳴尊		2		2
大國主神		2		2
地主十一神		2		2
惠沙門神			2	2
荒神			2	2
三所黨神			2	2
八王子神			2	2
山神			2	2
山神			2	2
山神			2	2
地主神荒神			2	2
その他	61	116	46	223
小計	661	1972	460	3093

るために同様に取り上げる——と森神の名称をすべて数え上げ、旧銀山領と旧浜田藩領それぞれの上位一〇位までの数と割合とを示したものが表1「銀山領・浜田藩領別小社・森神上位10位」である。これを見ると、上位一〇位までで全体に占める割合は、小社の場合六割程度、森神では七割以上にのぼる⁽²⁰⁾。祀られる神格の内容としては、順位の相違を別にすれば銀山領も浜田藩領もほぼ同じであるが、小社の場合前者にみられる荒神社と天満宮が、後者では霊社と河内社に取って代われ、森神の場合は銀山領の山神・幸神・金屋子神が、浜田藩領の塚神・霊神・河内神に取って代わられている。また小社では、恵比須社や稲荷社、あるいは天満宮や金刀比羅社といった、全国的に流通する一般的な神格が半数近くを占めるのに対して、森神の場合にはむしろ土地の生活に密着したローカルな神格が優越している。いずれにせよこれらの相違は、銀山領と浜田藩領という政治的区分に対応するというよりも、地域的な変移や、小社と森神との性格の違いとして考察すべきであろう。

表2「銀山領・浜田藩領別小社一覽」と表3「銀山領・浜田藩領別森

神一覽」は、銀山領と浜田藩領の各々で二字（柱）以上を数える小社と森神の呼称を、各郡毎の内訳も示しつつ、所在数順に網羅したものである。各地に分布する小社・森神は、今しも見たとおり、六割から七割が上位一〇種のうちに収まっていたが、しかしそこからはみ出す呼称の多様さには目を見張らせるものがある。記紀に見える古典神や著明大社の名称・祭神から、稲荷・恵比須等の一般的な利益神、地主神・荒神・大歳神・大元神・水神・山神・幸（塞）神・金屋子神等の「地生え」の神、霊神・塚神等の死者を祀る神、猫神・牛神などの動物神、あるいはそのままでは意味不明の「民俗神」に至るまで、これらの呼称の成立には、もちろん神職など宗教者による関与が大きいにせよ、日本的な神観

念の外延——どの言葉ならば神を表わすものとして使用できるのか——、あるいは神々のあり方に関わる豊かな構想力の一端を読み取ることもできるだろう⁽²¹⁾。

しかしここでは、小社・森神の地域的な変移に焦点を絞って論を進めよう。天領と藩領という政治的区分や郡別では枠組みが大きすぎるので、便宜的に「神社書上帳」本体の区分に従ってデータを集計しなおしてみる。旧銀山領と旧浜田藩領の「神社書上帳」は、合計一三のセクションに分けられていた。図「「神社書上帳」のセクション分布」では、それぞれのセクションに含まれる村々を、明治初年の状況を示す「輯製二十万分一図」のなかに色別で示してみた。沿岸部は東から安濃郡、瀬摩郡下・上、内陸部の邑智郡も東から下・中・上、また沿岸部に戻って東から那賀郡の一・五、さらにその西に向かって、美濃郡下、その内陸部が美濃郡上となる。このように比較的細かく区分することによって、旧銀山領と旧浜田藩領における小社・森神の地域的な変移の概略をとらえることができる。

この区分に基づいて、各セクションに所在する小社と森神とをそれぞれ上位一〇位まで並べてみたのが、表4「小社・森神地域別比較一覽」である。見やすくするために、地主神以下一種の「地生え」の神格を塗り潰しの色で、稲荷・恵比須・天満・厳島・金刀比羅の五種の一般的な神格を文字の色で示し分けてみた。小社には一般的な神格が多く、森神には「地生え」の神格が多いことは一目瞭然であろう。しかも各セクションの小社と森神の順位もほとんど対応していない。両者の相違は、基本的には社殿の有無に基づくが⁽²²⁾、さらに祭祀主体と利益の内容にも関わってくる。すなわち前者に関しては、基本的に共同体祭祀が前提となる神社ともつばら戸別祭祀による森神との中間形態として、小社は



図 「神社書上帳」のセクション分布

表4 小社・森神地域別比較一覧

小社

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
安濃郡	大歳神	惠比須社	荒神	地主神	大仙神	稲荷社	大元神	伊勢宮	厳島社	若宮社	
30村179宇	22/12.3%	20/11.2%	15/8.4%	12/6.7%	9/5.0%	8/4.5%	6/3.6%	6/3.6%	6/3.6%	5/2.8%	
遼摩郡下	惠比須社	大歳神	稲荷社	地主神	荒神	金刀比羅社	大元神	大國主神	天満宮	熊野社	大仙神
24村130宇	19/14.6%	11/8.5%	11/8.5%	10/7.7%	9/6.9%	7/5.4%	6/4.6%	3/2.3%	3/2.3%	3/2.3%	3/2.3%
遼摩郡上	稲荷社	大歳神	地主神	荒神	惠比須社	大元神	厳島社	天満宮	愛宕社	金刀比羅社	
23村135宇	33/24.4%	15/11.1%	13/9.6%	13/9.6%	10/7.4%	6/4.4%	4/3.0%	3/2.2%	3/2.2%	3/2.2%	
邑智郡下	大歳神	地主神	荒神	金屋子社	惠比須社	稲荷社	幸神	山神	若宮社	天満宮	神明社
40村167宇	27/16.2%	18/10.8%	14/8.4%	10/6.0%	8/4.8%	7/4.2%	6/3.6%	5/3.0%	5/3.0%	5/3.0%	5/3.0%
邑智郡中	地主神	大歳神	惠比須社	稲荷社	幸神	金屋子社	杵築社	—	—	—	—
22村130宇	35/26.9%	15/11.5%	11/8.5%	9/6.9%	7/5.4%	6/4.6%	6/4.6%	—	—	—	—
邑智郡上	地主神	惠比須社	大元神	大歳神	金屋子社	稲荷社	金刀比羅社	荒神	幸神	八幡宮	大山祇社
39村277宇	51/18.4%	24/8.7%	23/8.3%	15/5.4%	15/5.4%	13/4.7%	8/2.9%	7/2.5%	7/2.5%	6/2.2%	6/2.2%
那賀郡一	喜社	惠比須社	稲荷社	地主神	大歳神	大元神	天満宮	厳島社	金屋子社	—	—
14村84宇	12/14.3%	11/13.1%	7/8.3%	4/4.8%	4/4.8%	4/4.8%	4/4.8%	4/4.8%	4/4.8%	—	—
那賀郡二	惠比須社	稲荷社	地主神	大明神	喜社	大歳神	大元神	金刀比羅社	荒神	厳島社	—
25村144宇	16/11.1%	15/10.4%	14/9.7%	11/7.6%	11/7.6%	9/6.3%	8/5.6%	6/4.2%	5/3.5%	4/2.8%	—
那賀郡三	稲荷社	地主神	惠比須社	大元神	喜社	厳島社	大歳神	天満宮	—	—	—
13村154宇	42/27.2%	15/9.7%	11/7.1%	10/6.5%	10/6.5%	7/4.5%	4/2.6%	4/2.6%	—	—	—
那賀郡四	稲荷社	大元神	地主神	金刀比羅社	惠比須社	河内神	天満宮	荒神	喜社	鎮守神	貴松社
20村107宇	24/22.4%	9/8.4%	7/6.5%	6/5.6%	5/4.7%	4/3.7%	4/3.7%	3/2.8%	3/2.8%	3/2.8%	3/2.8%
那賀郡五	稲荷社	惠比須社	大元神	牛王分社	地主神	河内神	愛宕社	厳島社	八幡宮	春日社	杵築社
18村87宇	14/16.1%	9/10.7%	9/10.7%	6/6.9%	5/5.7%	3/3.4%	3/3.4%	2/2.3%	2/2.3%	2/2.3%	2/2.3%
美濃郡下	河内神	大元神	愛宕社	稲荷社	金刀比羅社	地主神	大元河内神	大元神稲荷社	厳島社	—	—
29村115宇	19/16.5%	17/14.8%	9/7.8%	5/4.3%	4/3.5%	4/3.5%	4/3.5%	3/2.6%	3/2.6%	—	—
美濃郡上	稲荷社	惠比須社	天満宮	杵築社	宇伽神	事代主神	河内神	金刀比羅社	大元神	—	—
22村110宇	30/27.3%	18/16.4%	4/3.6%	4/3.6%	4/3.6%	4/3.6%	3/2.7%	3/2.7%	3/2.7%	—	—

森神

	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
安濃郡	地主神	荒神	水神	山神	森神	大歳神	喜神	大元神	幸神	大國主神	御井神
30村663柱	158/23.8%	129/19.5%	81/12.2%	53/8.0%	46/6.9%	29/4.4%	15/2.3%	15/2.3%	6/0.9%	6/0.9%	6/0.9%
遼摩郡下	地主神	荒神	大歳神	水神	稲荷社	大元神	大山祇	山神	幸神	—	—
24村280柱	71/25.4%	23/8.2%	18/6.4%	16/5.7%	14/5.0%	13/4.6%	10/3.6%	9/3.2%	7/2.5%	—	—
遼摩郡上	地主神	大歳神	水神	荒神	稲荷社	大元神	道祖神	幸神	天満宮	厳島神	—
23村408柱	193/47.3%	27/6.7%	26/6.5%	16/4.0%	16/4.0%	12/3.0%	10/2.5%	8/2.0%	5/1.2%	5/1.2%	—
邑智郡下	地主神	荒神	山神	大歳神	金屋子社	水神	御崎神	大元神	喜神	稲荷社	—
40村315柱	99/31.4%	33/10.5%	31/9.8%	29/9.2%	20/6.3%	13/4.1%	13/4.1%	11/3.5%	5/1.6%	5/1.6%	—
邑智郡中	地主神	大元神	幸神	大歳神	金屋子社	荒神	水神	稲荷社	黄幡神	—	—
22村192柱	94/49.0%	24/12.5%	13/6.8%	12/6.3%	6/3.1%	5/2.6%	3/1.6%	3/1.6%	3/1.6%	—	—
邑智郡上	地主神	大元神	大歳神	水神	金屋子社	山神	荒神	森神	幸神	大山祇神	—
39村636柱	262/41.2%	60/9.4%	37/5.8%	25/3.9%	23/3.6%	18/2.8%	15/2.4%	14/2.2%	12/1.9%	9/1.4%	—
那賀郡一	地主神	大元神	大歳神	水神	荒神	森神	客神	露訪神	喜神	—	—
14村108柱	54/50.0%	12/11.1%	8/7.4%	7/6.5%	4/3.7%	3/2.8%	3/2.8%	3/2.8%	2/1.9%	—	—
那賀郡二	地主神	喜神	水神	塚神	大元神	二所地主神	荒神	藪神	三所地主神	猫神	—
25村457柱	216/47.3%	42/9.2%	38/8.3%	23/5.0%	22/4.8%	19/4.2%	9/2.0%	8/1.8%	6/1.3%	5/1.1%	—
那賀郡三	地主神	大元神	水神	塚神	二所地主神	藪神	金屋子社	三所地主神	稲荷社	荒神	—
13村316柱	187/59.2%	24/7.6%	19/6.0%	11/3.5%	6/1.9%	6/1.9%	4/1.3%	4/1.3%	4/1.3%	3/0.8%	—
那賀郡四	地主神	森神	塚神	三所地主神	水神	河内神	塚神	四所地主神	荒神	脇立神	—
20村622柱	371/59.6%	85/13.7%	19/3.1%	14/2.3%	12/1.9%	11/1.8%	11/1.8%	10/1.6%	8/1.3%	7/1.1%	—
那賀郡五	地主神	稲荷社	地主神水神山神	水神山神	水神	幸重神	塚神	河内神	保食神	客人神	—
18村577柱	155/26.9%	37/6.4%	35/6.1%	34/5.9%	32/5.5%	23/4.0%	17/2.9%	16/2.8%	16/2.8%	15/2.6%	—
美濃郡下	森神	荒神	水神	幸神	地主神	稲荷社	河内神	山神	若宮神	大元神	—
29村246柱	47/19.1%	30/12.2%	20/8.1%	18/7.3%	16/6.5%	12/5.3%	11/4.5%	11/4.5%	5/2.0%	4/1.6%	—
美濃郡上	森神	稲荷社	宇伽神	荒神	水神	木神	山神	幸神	埴安神	大歳神	—
22村192柱	125/58.4%	26/12.1%	12/5.6%	9/4.2%	8/3.7%	8/3.7%	5/2.3%	5/2.3%	5/2.3%	3/1.4%	—

凡例

地主神
荒神
水神
河内神
山神
森神
大歳神
大元神
喜神
幸神
金屋子社
稲荷社
惠比須社
天満宮
厳島社
金刀比羅社

小規模の共同体祭祀と個人祭祀とのいずれにも関連しうると見る事ができる。また利益の内容としては、一般的な神格、とりわけ上位を占める稲荷と恵比須の場合には、漁農工商全般に関わって、多方面の効果が期待できる一般的な利益を想定することができのに対して、「地生え」の神格の場合には、土地や水源の守護神であったり、農林業や鑪製鉄など、地域の生活に根ざした特定の利益を想定できるだろう。さらにいささか大胆に敷衍すれば、一般的な神格の小社——とりわけ個人によって勧請されたもの——は貨幣経済を前提にした街場の生活のあり方に対応し、これに対して「地生え」の森神は土地や生業に根ざした村落的生活のあり方に対応すると見ることもできるだろう。

次に表4を用いて小社と森神の地域的変移を眺めてみよう。小社では、大歳神が東から西に移るに従って数が少なくなり、これに対して大元神が増加している。興味深いことに、大元神楽が盛んな江川流域でも、邑智郡下・中では大元神の小社は少なく、むしろ沿岸部の那賀郡四・五、美濃郡下でその率が上昇している。これに対して森神の場合には大元神は、邑智郡中・上、那珂郡一・三に多い。金屋子神は、小社・森神ともに鑪製鉄が盛んだった邑智郡に集中している。森神では、地主神が、安濃郡から那賀郡五に至るまで一貫して首位を占め、しかもその割合が西に行くに従って高まり、那賀郡四ではほぼ六割に達している。これに対して地主神と同じく土地の守護神と考えられる荒神は、反対に西に行くほどその割合を下げ、那珂郡五に至っては一〇位内から姿を消してしまふ。このように地主神と荒神との地域的変移の反比例関係はきわめて鮮やかだが、美濃郡下では荒神がにわかには復活する。那賀郡四以西では、水の神である河内神が小社・森神とも姿を現わすが、これはさらに西の山口県でも祀られている神格である⁽²³⁾。また、死者を祀る霊

神・塚神が那賀郡に集中して現われているのも興味深い。神名としての森神は、那賀郡四と美濃郡に突出して多いが、前者では西村に六八柱、後者では美濃郡上の遠田村六三柱、乙子村四六柱と、特定の村に集中している。あるいは祭神不詳のものを一括して森神として数え上げたのかもしれない。

いずれにせよこれらの地域的変移には多様な要因が絡んでいると思われる。いかえればそれは、神職や民間宗教者の唱導による作為のみならず、地理的環境、生業、街場の性格と村落的性格、さらには地域毎の伝承や感覚など、様々な要因によって複雑に構成される、いわば「社会的事実」なのであり、その説明は一筋縄にはいかない。

三、小社と森神をめぐる具体的事例——波積地区と銀山町

ここでは、小社と森神をめぐる具体的事例として、歴史的経過を辿ることができ、かついずれも邇摩郡上のセクションに属する波積地区と銀山町とを取り上げたい。まずは、小論の第一節でその現状に触れた、波積地区の事例である。註(18)で見たように、旧銀山領の波積本郷・波積北・波積南については、「文政十丁亥年波積三ヶ村上津井都治村地主祭諸事明細帳」という文書が残されていた⁽²⁴⁾。これは、波積本郷の氏神高倉山八幡宮の宮司郷原内記正代が、文政一〇(一八二七)年の時点で、所轄する神々の所在とその「持主」、祭祀の際の初穂——白米、初、餅白、神酒、野菜、銭、紙など——の量目や担当する神職——波積本郷にはもう一つの氏神若一王子社があり、その神職である和田行馬と郷原の二人で祭祀を分担していた——などを記した手控えである。

この「明細帳」に記録された神々と、「神社書上帳」記載のそれとを、各々の所在地毎に対比させたものが表5「邇摩郡波積三村小社・森

表6 銀山町小社所在一覽

神社書上帳扣 明治三(1870)年

神社帳 文化十一(1814)年

末社並撰社 正徳四(1714)年

	神社書上帳扣 明治三(1870)年	神社帳 文化十一(1814)年	末社並撰社 正徳四(1714)年
神	佐毘賣山神社 仙ノ山中曾根	佐毘賣山神社山神 仙山 (社柿葺・幣殿・拝殿・石鳥居・除地)	荒神一社 社中 権現一社 休谷
	撰社 熊野社 末社 盛山大明神(1830) 今宮神 鷲大明神 天満宮 粟嶋大明神 妻山神 享禄二(1529)年 岩屋神 文化十五(1818)年	熊野大権現 休谷 (社柿葺・拝殿・除地) 末社今宮 享保二(1717) (社板葺) 末社鷲大明神 享保十八(1733) (社) 末社妻山神 享禄二(1529) (山神本社同殿)	
社	八幡宮 大歳社 天満宮	八幡宮 休谷山吹古城 (社柿葺・鳥居・除地) 大歳大明神 下河原下組 (社板葺・除地) 天満宮 下河原道口 (社柿葺・幣殿瓦葺・拝殿瓦葺・鳥居・除地)	八幡宮一社 要害
	稻荷大明神 休谷熊野社境内 豊榮神社 下河原 (山口藩崇敬之社)	稻荷大明神 権現境内 (社板葺)	
小	稻荷社 昆布山谷 荒神社 昆布山谷 荒神社 同所 稻荷社 出シ土谷 愛宕社 同所西福寺山 稻荷社 出シ土谷 杵築社 同所 清和神靈 同所	稻荷大明神 昆布山谷上ノ位 (社板葺) 稻荷大明神 栃畑谷出シ土 (社・鳥居)	稻荷二座 昆布山谷 荒神一座 昆布山谷 稻荷一社 出土谷
	稻荷社 栃細谷 稻荷社 栃細谷	稻荷大明神 栃畑谷横手 (石祠・鳥居) 稻荷大明神 栃畑谷下組 (社板葺・鳥居) 稻荷大明神 栃畑谷□□ (社板葺) 稻荷大明神 栃畑谷上組 (社板葺・鳥居)	水神一社 出土谷 荒神一座 出土谷 稻荷二社 栃畑谷
社	荒神社 同所 稻荷社 岩屋道 稻荷社 同所 稻荷社 同所 稻荷社 大谷 稻荷社 大谷	稻荷大明神 大谷下 (石祠) 稻荷大明神 大谷中組 (石祠・鳥居) 稻荷大明神 大谷上組 (石祠) 荒神 大谷上組 (石祠)	荒神一座 栃畑谷 稻荷一座 大谷 稻荷一座 坂根谷? 荒神三所 大谷
	荒神社 同所 荒神社 同所 荒神社 同所 大元社 同所 稻荷社 御崎谷 日御崎社 御崎谷 荒神社 同所 稻荷社 休谷 稻荷社 同所 稻荷社 休谷 稻荷社 中組 稻荷社 下河原	大元社 大谷坂根 (社板葺・鳥居) 日御崎社 大谷下組 (社板葺・鳥居) 稻荷大明神 休谷上 (社板葺) 稻荷大明神 休谷川合 (社板葺)	御崎一座 御崎谷 稻荷二座 休谷
院	今宮社 本谷 石銀社 同所 稻荷社 同所	惠美須社 下河原□辺 (社板葺) 今宮 石銀本谷道ノ上 (社板葺) 石銀大明神 石銀本谷窟 (社板葺・鳥居) 稻荷大明神 石銀本谷横谷 (社板葺) 稻荷大明神 石銀本谷□田□ (社板葺)	若宮一社 本谷 稻荷一社 石銀 稻荷一座 絵下之下 (不詳)
	稻荷社 昆布山谷長楽寺境内 金毘羅社 栃細谷西向寺境内 巖嶋社 大谷神宮寺々内 金毘羅社 御崎谷極楽寺々内 愛宕社 同所 荒神社 同所 稻荷社 休谷寶珠寺々内 天満宮 休谷天神坊寺内 山神社 休谷清水寺々内 稻荷社 同所 荒神社 同所 弁才天 同所 稻荷社 下河原龍昌寺々内 弁才天 同所 稻荷社 下河原安立寺々内		

(寺院境内社ならびに神社を除く) 稻荷社×17、荒神社×7、愛宕社、杵築社、清和神靈、大元社、日御崎社、今宮、石銀社→31

(神社を除く) 稻荷大明神×13、荒神、大元社、日御崎社、惠美須社、今宮、石銀大明神→19

(神社を除く) 稻荷×11、荒神×6、水神、御崎、若宮→20

神所在一覽」である。どの村でも祀られる神の数が若干減っているが、しかしその大半は、四〇年余の歳月を越えてほぼそのままの形で受け継がれていたことが分かる。たとえば、小論第一節で取り上げた、波積本郷下小原の地主神、波積南小原の式地神、谷川・柿木原の地主神、深山の式地神、横谷・横谷奥の地主神も文政一〇年の時点ですでに存在していた。

ただ注目すべきことは、文政の「明細帳」では、小社と森神とが区別されていない点である。もちろん、それぞれの神々の祭祀のための覚書であるが故に、とりたてて両者を区別する必要がなかったのかもしれないが、しかし郷原内記の意識のなかで、両者の区別があまり意味をなしていなかったことも事実であろう。

明治三年の「神社書上帳」で見ると、小社は波積本郷が過半を占めているが、これは波積本郷が本村であって平坦部に位置し、街場的な性格が相対的に強かったためではなからうか。もともと表4の遷摩郡上の小社の一位であった稲荷社がここでは皆無であるが、これはすぐ後で見ると、佐摩村（大森町、銀山町）に稲荷社が集中していたためである。森神では、地主神が四人柱、全体の五六・五%を占め、ついで大歳神が四柱、五・九%となる。これは表4の遷摩郡上とほぼ同様の数字である。波積地区は総じて村落的な性格が強く、したがって「地生え」の神々が中心的な位置を占めていたと見ることができるといえる。

これに対して銀山町の場合はかなり性格を異にしている。表6「銀山町小社所在一覽」は、佐摩村銀山町の氏神佐毘賣山神社所蔵の、正徳四（一七一四）年「末社並撰社」、文化一一（一八一四）年「神社帳」、明治三年「神社書上帳」の三種類の文書²⁵から、銀山町における小社の変遷を辿った一覽表である。「神社書上帳」の佐摩村の条には、神

社以外には六四字——銀山町は四六字——の小社の所在が記されているだけで、森神の記載は皆無である。しかも小社のなかでも、稲荷社が二九字——そのうちの二三字が銀山町——ときわめて多い²⁶。これは、銀山町の街場的な性格、あるいは稲荷神の鉞業神としての性格を示しているとも見ることができるといえる。

三種の文書は、いずれも当時の佐毘賣山神社の神職が書き出したもので、周囲二里半とされる「柵之内」のいわゆる「銀山六谷」（大谷、栃畑山谷、昆布山谷、休谷、下河原、石銀・本谷）の各地区に、小社が散在していたことが窺える。なかでも、それぞれの小社の建物・施設に至るまで詳述している文化一一年の「神社帳」を見ると、この時点でも銀山町には森神は存在せず、さらに正徳四年の「末社並撰社」では、「社」・「座」・「所」三種類の助数詞から判断すると、おそらく大谷の「荒神三所」だけが森神であったと思われる。とするならば、銀山町ではかなり早い段階から森神がほとんど存在していなかった可能性が高い²⁷。その理由として、一つには、鉞山地区の植生としてそもそも神木となるような樹木があまり生えていなかったことが推測され、今一つには、銀山町では人口移動が激しく²⁸、継続的に森神を祀る旧家が少なかったのではないかと推測できる。実際、波積地区に比べると、小社の所在にもかなりの異同が見られる。

明治三年の「神社書上帳」では、寺院境内の小社が一挙に一五字数えられているが、それ以前には佐毘賣山神社の神職の管轄外に置かれていたのであろう。これら寺院境内の小社、ならびに明治期には神社に分類されていた八幡宮・大歳社・天満宮・稲荷大明神・豊榮神社と佐毘賣山神社の撰末社を除くと、小社の数は、とくに文化一一年から明治三年にかけて、一九字から三二字へと、約一・六倍増加している。仲野義文

によれば銀山町の人口は、文化一二（一八一五）年には一六五七人であったものが、慶応三（一八六七）年には八百七人へと半減している（29）。人口が半減しているにもかかわらず、小社が顕著に増加していることは興味深い。あるいはその背景には貨幣経済の浸透や現世利益を希求する時代風潮があったのかもしれない。いずれにせよ、慶応三年における銀山町住人の職業は鉱山労働者が約四割を占め、その他もほとんどが商工業従事者で、百姓はわずか三%にも満たない状況であった（30）。このように周囲の農村と比べてもきわめて特異な街場の性格を持つが故に、銀山町では森神が祀られなかったのではないだろうか。

四、藤井宗雄の森神観

ここまで、小社と対比させながら、石見地方の森神について、主に歴史資料を通して概観してきたわけであるが、最後に、「神社書上帳」作成の中心人物であった藤井宗雄の、森神に対する意識を探ってみる。それは同時に、藤井がどうして「神社書上帳」に「森神」の項目を立てたのか、すなわち「森神」というカテゴリーの成立を問う作業になるだろう。というのも石見地方における「森神」の用例は、管見の及ぶ限り藤井以前には遡らないからである。

藤井宗雄は、那賀郡鍋石村——旧浜田市と旧弥栄村の境界近くの山間に位置する——の旧家で、酒造なども手広く営む庄屋の家に生まれた。彼自身、鍋石村や朽木村の庄屋を勤め、維新後は浜田県の神社取調方や地誌編纂掛、県社天石門彦神社等の神職、浜田に設けられた神社事務局分局長等の公職を歴任する一方、文久三（一八六三）年には平田家入門し、歌人、史家としても著明で、藤園あるいは石華仙と号していた。彼が三十代から書き始めた著述は多岐にわたって膨大な量に達する——

代表作として『石見式内神社考』、『石見年表』、『石見国神社記』、『石見雑記』、『石見名所歌集』、『濱田鑑』等がある——が、大半は公刊されておらず、その評価は今後の研究に俟つところが大きい（31）。さて、明治三年から四年にかけての神社調査が終了するに際して藤井が詠んだ長歌には次のような文言が見られる。

やことなき神の社も草村の中にかくろひあたし國けしき神をも眼
火カ耀ユうてなに齋イハき尊ミきもはた卑ヒきも枝宮も本つ社もけちめなく
みたれにけれハ……古事を聞ては記し宮事を見ては書とりかくれ
たる御名をあらはし違ひぬることを正してかつくも書てはあれ
と……（『藤園紀行』二）

この言葉には、社殿の有無大小、神の尊卑にかかわらず分け隔てなく取り扱い、事実をありのままにとらえようとするきわめて柔軟かつ実証的な態度を読み取ることができる。太政官布告による神社調査に際して、藤井があえて小社や森神の項目を立てた理由の一端が、ここには示されていると言えよう。けれどもこの神社調査以前から、森神は藤井にとって特別の意味を持っていたように思われる。

彼は『自記年表』のなかで、文久元（一八六一）年十月、「丸子山ノ森神ヲ始テ祀ル」と書き記している。みずから年表に記すほど、これは藤井にとって大きな出来事だったようで、このとき彼が作成した祝詞が、『藤園文集』一に収められている。この祝詞から、「丸子山ノ森神」が祀られるに至った経緯を見てみよう。

是より先に宗雄が家にも此の度下人の家にも病事ありし故に物知

り人に問へば古き山伏の塚の祟りありし……此の森を除て別に塚などある事無く前に思ひ合はする事もあれば若しは此の森神の祟り坐すにこそと畏れあれど御前に参詣して其の趣を告げて祈願奉らむとす（原文は万葉仮名）

文久元年にこの森神が祀り始められた直接の契機は、病をもたらし「古き山伏の塚の祟り」であり、しかもそれは「物知り人」によって告知されたのである。「物知り人」がどのような人物であったかは判明ではないが、修験や盲僧など、民間の宗教者の関与があつたのであろう。さらに森神に対する祈願の内容として藤井は次のように述べる。

今日より以後崇り坐す事無くば宗雄が家記に載て毎年怠る事無く例の随に神酒白米を供へ幣帛手捧け此の岡の字を以て丸子山神と御名を称へて御祭仕り奉らむ此の趣を疾く聞こしめし給ひて森辺に住み居る人等を日夜守護り給ひ業を手助け幸給ひ朝夕に立る煙の森の方に靡むをば竈の賑ふ験とみそなはして鬱悒み給はず森の辺の甚しく繁茂るときは公田の蔭をなして損なへば神木を除きて片端に生茂るをば伐払はしめ給ひ此の森より落降る果物木葉を撥拾ふをば掃除仕り奉ると咎め坐す事無く大直日神直日に見直し給ひ辭別て宗雄が家業を堅磐に常磐に榮しめ給ひ子孫の彌繼繼に絶る事無く疾く嗣ぐをもありしめ給ひ（原文は万葉仮名）

ここで藤井はまず、崇りを避けるために年毎の供物と祈願を約束し、この森神を、地名によって丸子山神と名づけている。さらに、この森神に対して予想される妨害例を挙げ、これに反応しないようあらかじめ念

願しつつ、自身の家業と子孫の繁栄を祈願するのである。これは、死亡した山伏の祟りを鎮めるために森神として祀り、これを自家の守護神とみなす、石見の森神信仰の典型的な姿の一つであろう。さらに留意すべきは、藤井がみずからを、「森辺に住み居る人」と位置づけている点である⁽³²⁾。言い換えればこれは、もともと神職——波積本郷高倉山八幡宮の郷原内記のように、みずからが所管する森神に上がる初穂を期待する——ではなかつた藤井が、まさに森神の祟りを畏れ、これを祀る当事者の視点から、森神に向き合っていることを意味している。であればこそ、単に人目を引く荘厳な社殿のみならず、森神に代表されるような「草村の中にかくろひ」し神々をも、藤井は分け隔てなく神社調査の対象とせずにはいられなかつたのだろう。

さらにもう一点、先の祝詞のなかの「森の辺の甚しく繁茂るときは公田の蔭をなして、損なへば神木を除きて片端に生茂るをば伐払はしめ給ひ」（傍点は引用者による。以下同様）という言葉に注目したい。実はこれに類似した表現は、天保一三（一八四二）年の長州藩における「淫祀解除」をめぐる議論において、すでに用いられていた。「淫祀解除」とは、長州藩の寺社の基本台帳たる「元禄寺社御根帳」に記載されていない寺社堂宇を「淫祀」と位置づけ、これを「正社」に強制的に統合しようとする政策であつた⁽³³⁾。「淫祀」のなかには当然森神も含まれていたものであり、たとえば『防長風土注進案』——天保一二（一八四一）年から嘉永五（一八五二）年にかけて成立した周防・長門二ヶ国の詳細な地誌——の奥阿武宰判小川村——津和野藩に隣接する——の条では、次のような代官所の見解が示されていた。「すへて當郡ハ淫祀多く黄蠻荒神疫神何の森くれの林などいひて差別なく森林を立て後世大きに森茂いたし、公田の蔭に相成妨いたし候もの多く……」⁽³⁴⁾。このように

神々を祀る森が日照を妨げて稲作を阻害するという観点は、「淫祀解除」を推進する側の理由としてしばしば提示されていた⁽³⁵⁾。おそらく藤井は長州藩におけるこのような議論を踏まえ、丸子山森神の祝詞のなかで、神木の繁茂が「公田の蔭をなして損な」うという類似の表現を用いたのだろう。

しかし、森の繁茂が稲作を阻害するとは、現実問題としては考えにくい。それはむしろ弾圧の口実、あるいは言い掛かりのようにさえ見えるが、とするならば、神木そのものを伐るのは無理にしても周囲の茂みだけでも伐採を許してほしいと森神に懇願する藤井の口吻に、長州藩による森神信仰の弾圧に抗するひそやかなイロニーを読み込むことも不可能ではあるまい。

このように長州藩における「淫祀解除」を藤井が踏まえていたとすれば、それは、津和野藩の国学者岡熊臣（一七八三—一八五一）を通じてのものではなかったか、と推測される。『自記年表』によれば、藤井は嘉永四（一八五二）年に「木部岡熊臣翁ヲ訪フ」ている。最晩年の熊臣との間にどのような会話が交わされ、直接どのような影響がもたらされたのかは、もとより知るよしもない。しかし熊臣は長州藩の「淫祀解除」政策を厳しく批判しており、弘化二（一八四五）年の「読淫祀論」における彼の次のような文章には、先にみた藤井の態度にきわめて近いものがあるように思われるのである。

今諸処に大小諸神社、一郷一村の社、又一家鎮守祠靈社、森神、井戸ノ神、水口ノ神等の類に至る迄、各皆、其祭来れるものは、各皆、其地其時其家其所に祭らずして叶はぬ因縁ありて祭るものなる趣を自得致すべく候、然るを何ぞや祭らずしてもよきもの

を、因縁もなく所由もなく、唯小児の玩物の如くに祭り畏むものあらむや、善神にもあれ悪神にもあれ、尊神にもあれ卑社にもあれ、大社にもあれ小社にもあれ、皆各々其家其人に在ては必祭らずしては叶はざる因縁ありて祭来れるものにて御座候⁽³⁶⁾

ここには、森神も含めて神の尊卑、社殿の大小にかかわらず、それがみずからの存在理由をもつという柔軟な発想が示されている。さらに傍証を挙げるならば、先に引いた奥阿武宰判の『防長風土注進案』は、岡熊臣の編纂によるともいわれている⁽³⁷⁾。

想像をたくましくするならば、「森神」という語の、藤井による使用そのものが、熊臣によって示唆された可能性も否定できない。徳丸亞木によれば、長州藩では一八世紀前半から、神職側で「森神」という語を用いた例がわずかながら見られるという⁽³⁸⁾。しかしながらそれらの用例は、どちらかといえば森神を管理する立場からのものであったが、熊臣による用例——「淫祀解除」をめぐる論争に関わるものしか私は確認していないが——は、先の引用にもあるように、神社や小社などと森神とを同列に扱おうとする、いわば積極的かつ共感的な視点——藤井にも共通するように思われる——に立つものであった⁽³⁹⁾。さらに熊臣は、自身の出身地である鹿足郡木部村の例を引き、集落の開祖たちを「靈神」として墓地に祀り、「遂には樹木茂りて森となれるも多く御座候」⁽⁴⁰⁾と述べている。これまた、小論の第一節で見た波積地区におけるN氏の、「地祖神」としての森神理解にも通じるような観点である。

他方で藤井宗雄は、みずから家督を継いだ翌年の嘉永六（一八五三）年に『藤井家式』を定めているが、その「年中式」のなかでは次のように記していた。

十一月藪神祭大元社遡一尺二寸幣十二本御酒米餅○田神三尺幣一御酒米○水神同上○荒神同上○傳乗坊神一尺二寸幣一御酒米○塞神同上○吹通神同上

ここで取り上げられた神々はそれぞれ、「神社書上帳」の鍋石村の条に見られるものであり⁽⁴¹⁾、藤井家ではこれらを以前から自家の「藪神」として祀っていたのである。この「藪神」の呼称が、やがて文久元（二八六一）年に丸子山神を祀る際には「森神」へと変わる訳だが、その間に、藤井宗雄は、岡熊臣の森神観に大きな影響を受けたのではないだろうか。

おわりに——「森神」というカテゴリ

藤井家に残されている『神社書上 那賀』は、明治三年から翌年にかけての神社調査において那賀郡各村の神職・庄屋から提出された「神社取調書上」の控え——おそらく正本と控えの二部を提出させたと思われる——を綴じたものである。そのなかの横山村（那賀郡四）の控えには、次のような興味深い一節がある。

一 右森神祭神不詳勸請年曆等も木根祭故不詳畧申候

一 森地は山邊或は田畑の端石畔等にて御見捨地に御座候

一 祭祀は森地續の田畑持百姓より作初穂相備毎年一度宛仕来申候

後段の二つの項目には、小論の第一節でみた、石見地方の森神祭祀のあり方がそのまま記されている。繰り返すまでもなかるうが、旧家の屋

敷地の裏や田畑に近い山際の神木に多様な神格を戸別で祀るという形式が、石見地方一円に広く分布していたことはまぎれもない事実であった。これに対して最初の項目では、「勸請年曆等も木根祭故不詳」という一文が目をひく。「木根祭」とは、これまた第一節で扱った直江広治の論考「森神信仰」にあつたように、神木の根元に幣を立てるといふ祀り方を指すのであろう、簡素な祭祀なのでその由来が分からない、といった含意であろうか。同じ『神社書上 那賀』を見ていくと、この「木根祭」あるいは「木根祭神」の呼称を、神木に祀る神々の項目名にした「神社取調書上」控えが、那珂郡三から那賀郡四にかけての地域に多く存在する⁽⁴²⁾。もちろん藤井らはこれらをすべて「森神」に修正しているが、このような記述のズレはきわめて興味深い。

要するに、神木に戸別に神を祀る形式が石見地方に広く分布していたとしても、これを包括するカテゴリは、この明治初年の神社調査までは存在していなかったのではないかと、ということなのである。藤井宗雄は、おそらく岡熊臣の影響下に「森神」という語を採用し、みずからも慣れ親しんだ神木の祭祀形式に、共感を込めてこの用語を当てはめた。調査の際に立てられた「森神」のカテゴリは、石見地方の多くの神職の間で、現実の祭祀形式を包括する便利な用語としてすんなりと受け入れられた。しかし、一部の地域で「木根祭神」の語を用いていた神職たちは、自分たちの用語に固執した。波積地区でも一九世紀初頭にはまだ「森神」のカテゴリは存在せず、したがって郷原内記も小社と森神との区別にさほどの意味を見出せなかった、と考えることができる。むしろ明治初年のこの調査の結果、「森神」の語が、神職や一般の人々の間に普及するに至ったのであろう。直江による「森神」概念の「発見」は、その延長線上に位置していたのであった。

もとより、以上の仮説はかなりの蓋然性をもつと思われるものの、現段階では間接的な証拠の積み重ねによる推測にすぎない。とくに藤井宗雄が残した膨大な著作の検討、さらには岡熊臣の思想との対比のなかで、「森神」概念の確実な始点を探る作業が、今後の課題として残されている。しかし、「森神」という語を一般的に「山野に所在する樹木や叢林に祀られた神々の総称」という意味で用いることが可能だとしても、石見地方の場合、藤井らによる「森神」の元来の用法は戸別の祭祀に限定されており、たとえ神木による祭祀であっても共同体でなされるものは、「森神」ではなく神社のカテゴリーに入れられたのである⁽⁴³⁾。「森神」概念の使用に際しては、少なくともこのような成立の経緯をふまえておく必要があるだろう。さらに、藤井宗雄の広範にわたる思索の軌跡を辿る作業は、単に「森神」のカテゴリーに関わる問題に止まらず、幕末から明治半ばにかけての石見地方の歴史、とりわけ思想史や文化史を検討し、さらには地方における宗教状況の変遷を考える上で、きわめて貴重な素材を提供するものとなるだろう。

註

(1) たとえば大塚民俗学会編『日本民俗事典』（弘文堂、一九七二年）の森神の項目では「神聖視されている1区画の森において祀る神」（執筆者は直江広治）とあり、また福田アジオ他編『日本民俗大辞典 下』（吉川弘文館、二〇〇〇年）では「聖地としての森をまつり場として、あるいは樹木を依代としてまつられる神」（執筆者は徳丸亜木）とある。

(2) 直江広治『屋敷神の研究——日本信仰伝承論』（吉川弘文館、一九六六年）も参照のこと。石見地方に関しては、そもそも森神を主題とし

た研究自体が、管見の及ぶかぎりでは直江の先の論文以降現われていない。旧銀山領に関して、拙稿「明治初期旧石見銀山領における森神信仰——数量的把握の試み」（相良英輔先生退職記念論集刊行会編『たたら製鉄・石見銀山と地域社会——近世近代の中国地方』「清文堂、二〇〇八年」、所収）があるのみである。また、徳丸亜木は、『「森神信仰」の歴史民俗学的研究』（東京堂出版、二〇〇二年）において森神の共同体祭祀に着目し、詳細な史料分析と実地調査の両面から、水神・地霊・穀霊・死霊（人間と動物を含む）等、多岐にわたる「基層信仰」の展開例として森神信仰を位置づけ、そこに「神霊を祀る形としての古態」（同書六九頁）を見出そうとしているが、その立論は山口県下の事例に限定されており、石見地方の森神にそのままあてはまるものではない。

(3) 「安濃郡神社書上帳」（島根県立図書館所蔵「寺社史料」三八五）、「邇摩郡神社書上帳 上下」（同三八二）、「邑智郡神社書上帳」（同二四八）、「那賀郡神社書上帳」（同二四九）、「那賀郡神社書上帳二」（同三八三）、「美濃郡神社書上帳上」（同三八四）。これら「神社書上帳」の詳細については、前掲拙稿「明治初期旧石見銀山領における森神信仰」二五二―二五六頁を参照されたい。ちなみに藤井宗雄はこれらの「書上帳」に依拠しつつ、後に『石見国神社記』を著わしている。これに関連して、拙稿「翻刻 藤井宗雄著『石見国神社記』卷一 安濃郡」（島根大学法文学部山陰研究センター『山陰研究』二、二〇〇九年）も参照されたい。

(4) 旧津和野藩領の神社調査は藤井らの管轄外であり、津和野藩領に該当する「那賀郡神社帳 邑智郡神社帳下」（島根県立図書館所蔵「寺社史料」二五〇）、「美濃郡神社帳」（同二四五）ならびに「津和野藩神社帳（鹿足郡）上」（同二四六）、「津和野藩神社帳（鹿足郡）下」（同

二四七)には「森神」の記載はみられない。津和野藩領では慶応三(一八六七)年の「社寺改正」(加部巖夫編『於村呂我中 亀井茲監伝』「マツノ書店、一九八二年。原本は一九〇五年」、四六二―四六六頁)によって多くの小祠・森神が合祀されており、その影響も考えられる。

(5)沖本常吉「荒神森」(『民間伝承』一四―一一、一九五〇年)。

(6)和歌森太郎編前掲書、二一五頁。

(7)同所。註(1)で取り上げた『日本民俗事典』の森神の項目が、この記述に対応するものであることは明らかであろう。

(8)和歌森太郎編前掲書、二一六頁。(9)同所。

(10)同書、二二二頁。

(11)ちなみに直江の調査地は以下のとおりである。旧津和野藩領としては、鹿足郡六日市町(現吉賀町) 沢田・注連川、鹿足郡柿木村(現吉賀町) 福川、鹿足郡日原町(現津和野町) 古屋敷、那賀郡金城村(現浜田市) 小国字土井原、美濃郡美都町(現益田市) 山本字大神楽、那賀郡弥栄村(現浜田市) 小坂「明治七年「神社合併取計而奉向上口上覚」」。旧浜田藩領としては、美濃郡匹見町元組(現益田市)、美濃郡美都町(現益田市) 津茂「明治四年神社取調書上帳控」、那賀郡弥栄村(現浜田市) 西ノ郷「明治三年二月「神社取調書上帳控」」、同村木都賀「明治三年「祭神名調書上帳控」、明治四年「神社取調書上帳控」」。地名の後の「」内は、直江が依拠した資料名である。

(12)一九五〇年の「荒神森」——註(5)を参照——では、森神という一般名称を全く用いていなかった沖本は、たとえば一九六四年の『日原町史 下巻』(日原町教育委員会)の第五章「宗教」や第六章「信仰」では、年代の異なる数種類の村鑑などの記載を手がかりに、各村落で、荒神森や大歳森といった「森神」が、社殿を備えた小社や神社へと次第

に昇格していく道筋を描き出している。

(13)もつとも、「モリガミ」を「地祖神」とみなすこのような意識は、たしかな伝承に裏打ちされたものというよりも、N氏の個人的な推測とみた方がよい。

(14)この地域では氏神の式年祭の折に、「御崎帳」と呼ばれる神名帳——その土地のすべての神々の名が書き出されている——が読まれ、そのようにして招き出された神々の前で、大元神楽が舞われるのであるが、しかし神名帳に記してある在地の神々についての記憶もほとんど失われている。

(15)註(3)を参照のこと。

(16)藤井以外の調査員は、邑智郡矢上村諏訪神社宮司諏訪鞞夫、那賀郡鍋石村河野正吾、那賀郡内村高井八幡宮宮司牛尾高安であった。ところで藤井宗雄の子孫に当たる藤井靖久氏宅(浜田市)には、宗雄の未公開の著作が数多く残されている。そのなかには、明治三年から翌年にかけて「神社取調」のために那賀・邇摩・安濃・邑智各郡の村々を宗雄が踏査した際の日誌(『藤園紀行』二)、その後「書上帳」を實際に作成する際の「神社取調之節日記」や、調査に際して棟札や社伝を記録した『神社書取』、さらには那賀郡・邑智郡・美濃郡の村々から提出され、部分的に修正が施された「神社取調書上」の控えの一部までもが含まれている。これらの記録を見ると、この調査が、各村から提出された書上を単純に集計したものではなく、藤井たちによって意図的・体系的にとりまとめられたものであったことが理解される。

(17)註(4)で触れた旧津和野藩領の「神社帳」と同様、たとえば同じ神社調査の報告と考えられる出雲地方各郡の「神社取調帳」(島根県立図書館「寺社史料」)でも、小社・森神の項目は立てられていない。全

国的に見ても、森神の項目がある例は、おそらく皆無であろう。

(18)たとえば、註(14)で触れた大元神楽の御崎帳には、「神社書上帳」をはるかに上回る数の神名が書き出されている。あるいはまた、「文政十丁亥年波積三ヶ村上津井都治村地主祭諸事明細帳」という神職の手控えには、波積本郷、波積北、波積南、さらに上津井、都治の一部で文政一〇(一八二七)年に祀られていた神名が、「神社書上帳」にはほぼ対応する形で書き出されているが、同時に神名が挙げられない「末社」もかなりの数に上っている。この「明細帳」の内容については、後で触れる。

(19)たとえば美濃郡では、全五一村のうち、遠田(一〇六柱)、都茂(八八柱)、乙子(五一柱)、津田(四〇柱)、丸茂(三一柱)の上位五村の森神の合計は三一六柱で、郡全体の総計四六〇柱の三分の二以上を占め、一方で森神が皆無の村が半数近く、二四村もある。同一地域における森神分布のこのように極端なばらつきは、各村の神職が森神を書き出す際の基準の相違に起因する可能性が高い。今ひとつ、不確定な要素としては、神社の撰社や末社の扱いがある。「神社書上帳」の神社の記載には、多くの撰社・末社が挙げられているが、その位置づけはかなり難しく、小論の分析からは除外している。

(20)仔細にみると、小社に関して銀山領では合計四九八宇、全体の六一・一%、浜田藩領では合計五七五宇、全体の五七・三%を占める。森神に関しては銀山領が一四八一柱、七六・三%、浜田藩領が二一七八柱、七〇・四%を占めている。

(21)この点に関しては前掲拙稿「明治初期旧石見銀山領における森神信仰」、二五七―二六一頁でも、簡単に言及している。

(22)ただ、この区別が必ずしも万全でないことについては、註(43)を

参照されたい。

(23)徳丸前掲書、五六頁、九五頁などを参照のこと。

(24)江津市立図書館「森脇文庫」所蔵『江津市の神社資料』中の、郷土史家森脇太一による写本のコピーを利用している。

(25)現在、これらの文書は一括して石見銀山資料館に保管されている。

(26)佐摩村の稻荷社二九宇は、旧銀山領・浜田藩領を通じて一位の数字である。ちなみに第二位は那珂郡三の原井村(現浜田市街地)の一七宇である。

(27)もとより、神職が森神に関しては記録に残さなかった可能性もある。

(28)仲野義文『銀山社会の解明——近世石見銀山の経営と社会』(清文堂、二〇〇九年)、一五〇―一五三頁を参照のこと。

(29)同書、一四八頁、一五七頁。(30)同書、一七〇頁、一七一頁。

(31)以上、藤井宗雄の略歴については、藤井靖久氏所蔵の『自記年表』、『藤井家記』等による。小論で利用する宗雄の著作はすべて、藤井靖久氏所蔵のものを参看した。

(32)同じ祝詞のなかには「此の森辺に住まい居る宗雄及び下人等」の文言も見られる。

(33)三宅紹宣「幕末長州の宗教政策」(河内正治編『瀬戸内海地域の宗教文化』雄山閣、一九七六年、所収。三宅紹宣『幕末長州藩の政治構造』校倉書房、一九九三年、に再録)。

(34)山口県文書館編『防長風土注進案 第二二巻 奥阿武宰判』(山口県立図書館、一九六四年)、一四一頁。また徳丸亞木前掲書、一二二頁も参照されたい。

(35)たとえば長州藩の藩校明倫館の学頭であった山県太華の「淫祀考」には次のような表現がある。「世間田野ノ間ニアル叢祠ナトノ類、其初メハ石ナトヲ立テ何某ノ古墓ナト云タルヲ後ハ小キ祠ヲ立、又後年ニ至リテハ漸々ニ是ヲ大ニシ其傍ニ樹木生茂リ是ヲ斬レハ崇アリナト愚俗ノ人申伝ヘ、終ニ田畠ノ害トナル事多キ事ナリ」(沖本常吉編『幕末淫祀論叢』「マツノ書店、一九七八年」、三三頁)。

(36)同書、五七頁。

(37)もつとも『防長風土注進案 第二一卷 奥阿武宰判』冒頭の凡例は、この通説に懐疑的である(同書、一一二頁)。

(38)徳丸前掲書、五二―五五頁。徳丸が提示するのは、『防長寺社由来 第六卷』中の寛保元(一七四一)年「阿武郡上柴福村 西見山八幡宮由緒書」、ならびに『防長風土注進案 第一七卷 美禰宰判』における二箇所の、合計三箇所である。

(39)管見のかぎりでは、先の引用以外に熊臣が直接「森神」の語を用いているのは、同じ「読淫祀論」の次の箇所だけであり、それは同様の含意を示している。「此御世頃は申も更に上代我国の制度には神社と申程の社祠にたとへ、小祠・禿倉・森神等にも、いづれは正社いづれは淫祀と申差別、歴代の史書格式に更に無之事に候」(沖本常吉編前掲書、四九頁)。

ただ、藤井が「物知り人」―民間の宗教者に対して違和感を示さなかったのに対し、岡熊臣は、巫覡などの民間宗教者を、民衆を惑わすものとして厳しく批判している。この点に関してここで詳論することはできないが、たとえば張憲生『岡熊臣 転換期を生きた郷村知識人―一幕末国学者の兵制論と「淫祀」観』(三元社、二〇〇二年)の第四章「岡熊臣の「淫祀」観―「淫祀」論批判を中心に」、桂島宣弘『増補改訂

版 幕末民衆思想の研究―幕末国学と民衆宗教』(文理閣、二〇〇五年)の第二章「復古神道と民俗信仰―岡熊臣の「淫祀解除」批判」などを参照されたい。

(40)沖本常吉編前掲書、一一六頁。

(41)森原の「本社無之槻木鎮座」の大元神―「神社書上帳」では神社に類別されている―、それ以外はすべて森神であり、岸下の田神、口屋の水神、道免の荒神、傳乗坊の地主神、口屋上の塞神、ふいとうの地主神が、それぞれ対応している。もちろん、丸子山の丸子山神も記されている。ちなみに「神社書上帳」の鍋石村の条に記載された森神は四一柱に上り、そのうちの七柱を藤井家で祀っていたことになる。

(42)管見のかぎりでは、那賀郡三の荒相・上府・後野・宇野・下府・小笹・七条・伊木・長澤・細谷、那賀郡四の櫛田原・朽木の各村がこれに該当する。那賀郡四の内村・横山・田橋の各村は、項目としては「森神」が立てられているが、その説明に際して「木根祭」の語が用いられている。

(43)「神社書上帳」では、管見の及ぶかぎり、以下の神社が「本社無之」で「森木鎮座」もしくは「正体神木」と記されている。邇摩郡では、井尻村大元神社・津淵村大歳神社・大屋村荒神社・静間村大元神社・同村大元神社、邑智郡では今田村山神社・小田村大元神社・矢上村大元神社・谷住郷村大元神社、那賀郡では鍋石村大元神・黒澤村大元神社。大元神をはじめとして、すべて「地生え」の神によって占められている点も興味深い。いづれも「當村ヨリ調之」として、共同体祭祀であることが窺える。ちなみに藤井家に残る邑智郡跡市組田津村の「神社取調書上」の控えには「大元大明神 本社無之森木鎮座…造営當村ヨリ調之」として神社の項目に書き出されているものが、実際の「神社書

上帳」では小社の項目に回されている事例も存在する。精査すればこのように神木に祀られる小社の事例もかなり見つかるはずであり、したがって神社と小社と森神とを藤井たちが判別したのは、必ずしも社殿の有無にのみ基づくものではなかったことが分かる。

〔付記〕藤井靖久さんには、藤井宗雄の著作の閲覧・撮影をお許しいただき、また石見銀山資料館の仲野義文館長ならびに藤原雄高学芸員には、資料館所蔵の佐毘賣山神社史料の閲覧・撮影に便宜を図っていただいた。さらに銀山町の小社に関しては、島根大学法文学部の小林准士准教授にご教示いただいている。記して謝意を表したい。